

## 「ノコギリアン・ガッカイ 2021」によるこそ

この尾張西部地域には、のこぎり屋根形状の建築物が数多く残っています。閉じられた工場（コウバ）が多くなりましたが、かつてのガチャマン景気を象徴する勇姿、その親しみのある出で立ちをたたえて、私は「ノコギリヤネ」と呼んでいます。

五年前の11月3日、「のこぎりニ」に足を踏み入れた私（今枝）は、その「からっぽ」に魅了されてしまいました。かつて平松毛織として毛織業の隆盛を担い、いまは、ギャラリー、工房として新たな文化の創造拠点となる。このノコギリヤネで、多くの人たちが交錯し、多様な言葉が交わされ、「モノ」が生み出されてきました。

それは、創造の根源としての「からっぽ」なのです。そして、すべてのノコギリヤネに物語があります。私たちは、ノコギリヤネから、多くのことを学ぶことができるでしょう。

自分や家族、地域との関係性・・・まあ、そんなに大上段に構える必要はありませんが、ノコギリヤネとの対話を通して思考し、活動する人たちを、「ノコギリアン」と呼びたいと思います。

「ノコギリアン・ガッカイ」は、多くの隠れノコギリアンたちが出会い、学び、遊べる「場」となるべく生まれました。この展示会から、ノコギリアン・ガッカイが始動します。

2021.10.26

ノコギリアン・ガッカイを代表して（実は、まだ二人）  
今枝忠彦@ノコギリアン・コウバ  
青木俊克@二坪の眼



## ●ノコギリヤネはウチとソトをつなぐ

ノコギリヤネは、ウチとソトの間にあるニワに生まれました。だから、ノコギリヤネは、ウチとソトをつないでくれるのです。ワタシ（ウチ）とセカイ・シャカイ（ソト）をつないでくれます。ノコギリヤネから、セカイ・シャカイが見えてきます。

ノコギリヤネは、ワタシ（今枝）とふるさとをつないでくれました。そして、「オワリという地域（セカイ・シャカイ）」とワタシ自身の関係性が見えてきました。

あなたも、ノコギリヤネの「からっぽ」を体験してみませんか。ノコギリアン・ガッカイの拠点は、「のこぎりニ」（一宮市笹屋 4-11-13）にあります。



「のこぎりニ」という「からっぽ」

## ノコギリアン・ガッカイ 会則

### (名称)

第1条 本会は、ノコギリアン・ガッカイと称する。

### (事務所)

第2条 本会の事務所は、一宮市笹屋 4-11-13 のこぎりニ 内 ノコギリアン・コウバ に置く。

### (目的)

第3条 本会は、「主に尾張西部地域に残るノコギリヤネ（工場／コウバとして建設されたのこぎり屋根形状の建築物を指し、現状用途は問わない）を愛してやまない数奇人（通称ノコギリアン）の増殖を図るとともに、ノコギリヤネの文化的価値を高めること」を目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) ノコギリヤネをテーマとした洗脳活動（展示会、シンポジウム等）
- (2) 会員の交流、親睦（あるいは洗脳）
- (3) じわじわと地下組織網の拡大を図るためのオルグ活動
- (4) 失踪中の「ゼロ」の捜索と救済活動

### (会員)

第5条 本会の会員は、以下の権利を有する。

- (1) ノコギリアンの称号利用
- (2) 年次報告展示会において、会員自身のオリジナル創作物を展示
- (3) ノコギリアン・コウバ内設備の利用

### (入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会の意思をカイチョウに伝え、承認を得るものとする。

### (会費)

第7条 当面は設定しない。なお、会員の好意に基づく上納金については上限を定めない。

### (失踪)

第8条 会員は、失踪届をカイチョウに提出することなく、任意に失踪することができる。

### (世話役)

第9条 本会に次の世話役を置く。

- (1) カイチョウ（当面は、ノコギリアン・コウバ主宰者とする）
- (2) フクカイチョウ（当面は、二坪の眼主宰者とする）

2 第1項に定める世話役がその責務を果たし得ないことが露呈した場合は、他の会員が交替の申告を行うことができる。

### (職務)

第10条 カイチョウは、本会を代表し、その事業を総括する。

2 フクカイチョウはカイチョウを補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

### (会計)

第11条 会の経費は必要に応じて、会員に寄付を募る場合もある。

- 2 会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日終わる。
- 3 当面、収支計画書は作成しないが、適宜、活動計画は提示する。

### (総会)

第12条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回、年次報告展示会として開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。

2 総会では、必要に応じて、以下の事項について談合することが可能である。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 世話役の選任または解任
- (5) 解散
- (6) その他会の運営に関する重要項目

3 総会はカイチョウあるいはフクカイチョウの出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者で十分な論議を尽くした上で、カイチョウが決するものとする。

### (変更)

第13条 この会則は、会員のおおむねの承認が得られれば適宜変更することができる。

### 附則

この会則は、2021年8月1日から施行する。なお、ノコギリヤネのように、漸次変化していくことを想定している。